

## 新潟市配偶者からの暴力による被害者等の移送に関する要綱

### (目的)

第1条 この要綱は、被害者（配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（平成13年法律第31号）第1条第2項に規定する被害者及び同法第28条の2に規定する関係にある相手からの暴力を受けた者をいう。）及びその同伴する家族（以下これらを「被害者等」という。）の安全を確保するため、市内の緊急一時保護施設から市外の婦人相談所、婦人保護施設、緊急一時保護施設その他これらに準ずる施設（以下「婦人相談所等」という。）に移送することに関し必要な事項を定めることを目的とする。

### (移送)

第2条 移送は、現に入所している市内の緊急一時保護施設から市外の婦人相談所等まで当該職員が同行して行うものとする。

### (移送の対象者)

第3条 移送の対象者は、次の各号のいずれにも該当する被害者等とする。

- (1) 移送に要する費用を所持していないこと。
- (2) この要綱による支援以外の支援が受けられないこと。

### (移送の申請)

第4条 移送を受けようとする者は、別記様式第1号による移送申請書を市長に提出しなければならない。

### (移送の決定)

第5条 市長は、前条の規定による申請があった場合は、移送の可否を決定の上、別記様式第2号による移送認定通知書又は別記様式第3号による移送却下通知書により申請者に通知するものとする。

### (移送の方法等)

第6条 移送は、移送される者の安全が確保できる適切な経路及び方法によるものとし、当該移送に係る経費は、市が負担するものとする。

2 第2条の規定による移送を受けた者は、偽りその他不正の手段により移送の認定を受けたことが判明した場合は、当該移送に要した費用の全部を返還しなければならない。

### (その他)

第7条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

### 附 則

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

### 附 則

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

### 附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

別記様式第1号（第4条関係）

年 月 日

移送申請書

(宛先) 新潟市長

申請者 氏 名 \_\_\_\_\_

生年月日 \_\_\_\_\_ 年 月 日

住 所 \_\_\_\_\_

電 話 ( \_\_\_\_\_ ) \_\_\_\_\_

私は、移動に要する費用を所持していないので、次のとおり移送を申請します。

なお、この申請に虚偽があった場合は、費用の全部を返還します。

同 伴 者 氏 名	生 年 月 日
	年 月 日
	年 月 日
	年 月 日
	年 月 日
現在入所している 施 設 の 名 称	
移送後入所する 施 設	名 称
	所在地
移 送 希 望 日	年 月 日

別記様式第2号（第5条関係）

第 号  
年 月 日

移送認定通知書

様

新潟市長 印

次のとおり移送することを認定します。

氏 名	生 年 月 日
	年 月 日
同 伴 者 氏 名	生 年 月 日
	年 月 日
	年 月 日
	年 月 日
	年 月 日
	年 月 日
現在入所している 施 設 の 名 称	
移 送 後 入 所 する 施 設	名 称
	所在地
移 送 決 定 日	年 月 日

第 号  
年 月 日

様

新潟市長 印

移送却下通知書

年 月 日付けの移送の申請について、下記の理由により却下することに決定したので通知します。

- 却下理由
- 1 移送に要する費用を所持しているため
  - 2 この要綱による支援以外の支援が受けられるため

(支援の内容) \_\_\_\_\_